

(目的)

第 1 条 この規程は、工学院大学学則(以下「学則」という。)第 33 条の 2 および工学院大学編入学規程第 8 条に基づき、編入学者等の入学前既修得単位の認定に関して必要な事項を定める。

(申請対象者)

第 2 条 既修得単位の認定を申請できる者は、工学院大学 2 年次または 3 年次に編入学を許可された者、および 1 年次入学者のうち入学前に大学、短期大学、高等専門学校または工学院大学専門学校で単位を修得した者とする。

(認定対象)

第 3 条 認定の対象となる既修得単位は、工学院大学に入学する前に、大学または短期大学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)とする。

2 高等専門学校または修業年限が 2 年以上の専修学校専門課程において修得した単位については、前項に準じる。

(単位の認定)

第 4 条 前条の規定による既修得単位は、学則第 16 条に規定する別表第 1 の授業科目に該当する所定の単位として、認定することができる。

2 前項における認定は、学則第 16 条に規定する別表第 1 の授業科目と同一か、または相当すると認められ、かつ当該授業科目の所定の単位以上を修得していると認められる場合に限り行うことができる。

3 当該科目の単位数が不足している場合、他の類似科目と合計して認定することができる。

4 前 3 項の単位認定方法に準じて、複数の既修得単位を合算して一括認定することができる。この場合、本学に設置している科目の名称、内容との対応に関わらず認定できる。

5 単位認定方法に関わる詳細については、編入学者等の入学前既修得単位認定取扱規程に関する要項により定める。

(認定単位数の上限)

第 5 条 先進工学部、工学部、工学部第 1 部、建築学部、情報学部およびグローバルエンジニアリング学部へ編入学を許可された者に対しては、合計で 80 単位まで認定することができる。ただし、大学中退者(2 年以上在学 40 単位以上 62 単位未満修得)で 2 年次編入学を許可された者に対しては、50 単位を上限とする。

2 1 年次入学者で他大学、短期大学、高等専門学校での既修得単位がある者に対しては 30 単位を上限として認定できる。

3 1 年次入学者で工学院大学専門学校での既修得単位がある者に対しては 20 単位を上限として認定できる。ただし前項による認定と合算して 30 単位を上限とする。

(単位認定の審査)

第 6 条 総合教育科目(第 I 群)、共通基礎科目(第 II 群 a)および総合教育科目(A 群)の認定についての審査は教育推進機構が行うものとする。

2 専門基礎科目(第Ⅱ群 b)、学部共通基礎科目(第Ⅱ群 c)、専門科目(第Ⅲ群)および専門科目(B群)の認定についての審査は認定する科目のカリキュラムを設置する学科が行うものとする。

3 単位認定について疑義が生じた場合は、当該学科で審議することとする。

(認定の申請等)

第7条 既修得単位の認定を希望する者(以下「申請者」という。)は、既修得単位認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、入学した年の指定された期日までに学長に申請するものとする。

(1) 成績証明書またはこれに代わる証明書等

(2) 既修得単位の授業科目の内容を記載したシラバス等

2 既修得単位認定申請書については、提出期限後の変更は認めない。

3 申請者は、既修得単位の認定結果の通知を受けるまでは、申請にかかわらず、所定の手続きを経て授業科目を履修するものとする。

(認定手続)

第8条 学習支援部長は、提出された既修得単位認定申請書および添付書類により、当該授業科目の担当学科の学科長または教育推進機構長、若しくは両者に既修得単位の認定の審査を依頼する。

2 工学院大学2年次または3年次に編入学を許可された者の既修得単位の認定の審査は、編入学者等の入学前既修得単位認定取扱規程に関する要項に基づき、行う。

3 担当学科の学科長または教育推進機構長、若しくは両者は、審査結果を学習支援部長に提出し、学習支援部長はこれを教務教育委員会に諮り、その結果を学長に報告するものとする。

(認定通知)

第9条 学長は、審査の結果を、既修得単位認定通知書により、申請者に通知する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長が教授総会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 組織改正に伴い、教務部長を学習支援部長とする。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 学科長制度に伴い、主任教授を学科長または基礎・教養教育部門長とする。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 1 月 25 日から施行する。
- 2 先進工学部設置に伴う改正。
- 3 工学部第 2 部の学生募集停止に伴う改正。
- 4 学校教育法改正に伴う改廃表記の変更。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 編入学者等の入学前既修得単位認定取扱規程に関する要項について改正。